

健全な解剖学教育・研究の継続のために

-解剖体取扱い不適切事案の再発防止に向けて-

日本解剖学会・篤志解剖全国連合会（2023年2月）

解剖学教室の教職員の多くが所属する日本解剖学会は、明治26年（1893年）に創設された長い歴史を持つ学会であり、肉眼解剖学から分子構造の解明まで、様々なレベルの構造のかたちを観察・解明することを通じて、ヒトをはじめとする生物の構造と生理機能を理解することを目指しています。学術集会開催、英文学術誌の刊行の他、解剖組織技術者の認定、献体実務上の様々な課題に対応するガイドラインの策定等を通じて、解剖学教育の基盤となる篤志献体制度の発展を支えてきました。また、篤志献体登録者団体と献体を預かる大学の双方が加盟する篤志解剖全国連合会は、合同研修会や実務担当者研修会の実施等を通して半世紀以上に亘り、献体登録者やその団体と大学間の信頼関係の維持発展のため努力してきました。しかるに昨今、解剖体の取扱いに関するあってはならない不適切事案が立て続けに発生し、篤志献体制度を基盤とする解剖学教育・研究の根幹を揺るがす危機的状況となっています。

以上の状況を鑑み、医学の発展を支えるために不可欠な解剖学教育・研究体制と篤志献体制度を維持するために、関連教職員の自省と自助努力に加え、医育機関の学部長、病院長、学長等大学責任者、関連管轄省庁に対し、日本解剖学会と篤志解剖全国連合会は共同で、「解剖学が置かれている危機的状況とその背景」へのご理解を求めます。

さらに、両団体は、解剖学教室の教員、技術職員、部局事務が三位一体となって、適正な解剖体の管理体制を点検し継続的に改善を積み重ねていくことが再発防止の要であると考え、その実現のため4項目からなる「提言」（別紙に「提言実施のために点検すべき観点」を付記）を掲げます。各医育機関におかれましては、この提言に沿って健全な解剖学教育・研究体制の構築と維持に努めていただくことを要請します。

提言

1. 解剖学および篤志献体制度に関し深い造詣と経験、高い倫理観を有する解剖学教室教員の確保・採用・育成と処遇の改善
2. 解剖学関係について専門的知識を有する専任の技術職員の適正人数確保と労働環境・処遇の改善、技術継承への配慮
3. 解剖学教室教員と技術職員、部局事務との連携体制の再確認と強化
4. 解剖関連業務の移譲・委託による解剖学教室の負担軽減の検討

解剖学が置かれている危機的状況とその背景

解剖学は生理学等と並び、生命科学研究の基礎となる学問であり、我が国においては医学の根幹としてその教育、研究を支えてきました。特に医師、歯科医師をはじめとする医療従事者養成における解剖体を用いた解剖学教育の重要性は、我が国独自の篤志献体制度の確立、普及に伴い、広く社会に認知されるに至っています。また学生教育だけでなく、2012年から始まった献体を用いた臨床実地医家に対する外科手術手技研修（いわゆるサージカルトレーニング）や医療機器開発といった面においても、解剖学教室の協力への需要と社会的要請が生まれつつあります。これは、近年の厚生労働省による「実践的な手術手技向上研修事業」の予算拡大からも明らかです。篤志献体を預かる解剖学教室の業務と責任はその重みを増しています。

他方、これらの増加しつつある負担を支える体制は残念ながら脆弱化が進んでいます。カリキュラム上、解剖学教育は基礎医学教育の3割程度を占めますが、担当する教室（分野）は大学あたり平均約2教室にすぎず、その教育負担は他の基礎医学系の教室の倍程度と見込まれます。通常の教育、研究業務に加え、献体を希望される方の会員登録、ご遺体の受入・引取業務、火葬やご遺骨返還等の特殊業務も解剖学教室が中心となって担当してきました。にもかかわらず、教員定員の削減を伴う1教室化をはじめ、解剖学教室が教員定員削減の対象となることも多く、また削減されない場合でも、解剖学関連教室で十分な経験を積んでいない新任の教員が任命され、解剖学教育の特殊性や専門性への理解が不足したまま教育や献体業務に従事する事例が増加しています。また医学教育のモデル・コア・カリキュラムの令和4年度改訂案において、人体解剖学実習の重要性と共に「（人体解剖学実習には）専門的知識を有する技術職員が必要」とされているにもかかわらず、献体関係の業務を担う教室付の技術職員の配置も削減傾向にあり、2018年10月実施の日本解剖学会による全国調査（調査対象医学部・歯学部解剖学教室、回答率100%：医学部80校・歯学部29校：合計109校）からも、約4割の大学で技術職員の不足が指摘されています。調査からは献体関係の業務に直接従事する技術職員に限っても、各大学（学部）あたり常勤技術職員が2名相当（非常勤職員1名は常勤職員0.5名相当として計算）以上配置されている場合には概ね充足されていると認識されているのに対し、常勤技術職員が1名相当以下の場合には不足感を感じていることが明らかになっています（参考資料1）。しかし、現実には職員定員削減により状況は悪化傾向にあります。このような状況から、日本解剖学会は全国医学部長病院長会議と国立大学病院長会議に対し、特に技術

職員の増員と専門技術承継に対する配慮、処遇改善について要請（参考資料 2）を發出してきましたが、事態の改善には至っていません。

令和に入り、解剖体の取扱いに関するあってはならない不適切事案が立て続けに発生しています（参考資料 3-5）。ご遺体の取り違え等管理上のミスや献体事務の担当者退職に伴う引継の不備、業務放棄といわざるを得ない防腐処置等の不履行等、これまでの解剖学教育・研究を支えてきた篤志献体の制度への信頼と根幹を揺るがす、極めて由々しき事態であり、ご遺族の心中は察するにあまりある事態です。医学・歯学のために人一倍健康に気遣いつつ日々を送る献体登録者に対する衝撃も極めて大きいものがありました。日本解剖学会でも広く解剖学に携わる関係者全体で深刻に受け止める必要のある問題と認識し、関係者と協力しつつ個々の事案について再発の防止に向けた検証と対策に注力してまいりました。

各不適切事案の個々の問題点は、上述のような解剖学教室員をはじめとする直接の関係者の意識改革と努力により一定の解決が期待されますが、他方で、最近の連続した事案勃発の背景として、手薄になりつつある解剖学担当教員・技術職員構成と、新たに増加しつつある業務負担から生じる両者の連携体制の破綻の存在も指摘せざるを得ません。特に技術職員については、配属されている場合においても、所属部局や大学による業務継承に対する人事、財務上の配慮が得られないことがしばしばです。このため、十分な経験と技術を持たないまま解剖体業務を行わざるを得なかったり、業務の引継が不十分であったりすることが、不適切事案発生 of 直接の契機の素地となっています。これに研究・教育面における教員側の負担が過重になることで、不適切事案発生防止のチェック機構が機能しなくなっている点も否定できません。解剖学教員の不足、技術職員の過重負担や専門技術承継の断絶、更には献体関連の特殊業務を補佐する事務体制の脆弱性といった問題は解剖学教室関係者だけでは解決不可能で、現況を放置すれば大学を問わず同様の不適切事案が発生し得る可能性が深く憂慮されます。不適切事案の再発防止に全力を尽くすことは解剖学教室関係者の責務であり、意志でもあります。

他方、不適切事案の再発防止は献体登録者の立場からも切実な要請です。各献体登録者はそもそも一般市民であり、その多くは解剖学関係者との間に直接の利害関係はありません。篤志献体制度は無条件、無報酬を原則としており、献体登録者にとり登録の決断は、献体されたご遺体が医学・歯学の教育と研究に貢献し、敬意をもって扱われることへの確信と無条件の信頼に基づいています。このような状況下、献体登録

者が自らの献体の実現と適切な取扱いを直接確認できる立場にはない以上、不適切事案の発生は決して許されるものではないことは明らかなです。不適切事案の再発防止は献体制度に基づいた我が国の解剖学教育・研究の維持の前提であり、解剖業務に携わる医育機関関係者のみならず、より広い、社会的な要請であると考えます。

以上の状況を鑑み、医学の発展を支えるために不可欠な解剖学教育・研究体制と篤志献体制度を維持するために、関連教職員の自省と自助努力に加え、学部長、病院長、学長等大学責任者、関連管轄省庁に対し、解剖学が置かれている危機的状況とその背景へのご理解を求めます。

参考資料

1. 「解剖学教室の技術職員における現状と課題についてのアンケート調査報告書（令和2年3月）」日本解剖学会解剖体委員会・認定解剖組織技術者資格審査委員会・教育委員会 解剖学雑誌 95 巻 12-22 頁、2020 年
（日本解剖学会ウェブページ 「ガイドライン」の項よりダウンロード可）
https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/investigation_report_202003.pdf
2. 全国医学部長病院長会議、国立大学病院長会議あて 「解剖技術職員の確保と処遇改善についての要望（令和3年12月）」日本解剖学会、2021 年
（日本解剖学会ウェブページ 「ガイドライン」の項よりダウンロード可）
https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/written_request_202112.pdf
3. 「北海道大学歯学部における納棺時に発生したご献体の取り違えについて」国立大学法人北海道大学 大学院歯学研究院長・大学院歯学院長・歯学部長、2019 年
<https://www.den.hokudai.ac.jp/5137>
4. 「ご遺骨の返還手続き漏れについて」兵庫医科大学長、2021 年
<https://www.hyo-med.ac.jp/news/44/>
5. 「医学部における解剖学実習のためのご献体の不適切な対応に関するお詫び」島根大学長、2022 年
<https://www.shimane-u.ac.jp/docs/2022071900025/>

(別紙) 提言実施のために点検すべき観点

健全な解剖学教育・研究体制を堅持するための4項目の提言の実施にあたって、解剖学教室の教員・技術職員およびこれを所轄する部局事務が点検すべき観点を列挙します。これは、解剖体の取扱いが技術職員と教員との長年の慣例や暗黙知に従って進められてきたこれまでの経緯や、機関ごとに異なる人的資源の配置・部局事務の関与等を踏まえつつ、これからは他機関の優れた取組みや指針等も共有することで、それぞれの機関の状況に応じたより良い体制の構築に資することを目的とします。

新たな観点や優れた取組み事例については、今後も広く解剖学会会員や関係者に求め、解剖学会ウェブサイトの会員専用ページにおいて随時更新し、掲載していく予定です。

1. 解剖学および篤志献体制度に関し深い造詣と経験、高い倫理観を有する解剖学教室教員の確保・採用・育成と処遇の改善

解剖学教室の教員は、全国レベルでの解剖学教育・研究の動向把握に努め、それぞれの医育機関が抱える解剖学教育・研究上の課題解決に向けて適切に取り組む。さらに、解剖学教室の教員は、技術職員および部局事務の業務を含めた解剖関連業務全般を把握し、教育的・科学的・労務的・倫理的・法規的に適正な解剖学教育・研究の運営に責任を果たすことが求められる。

1-1 解剖学関連業務を担当できる教員の確保

健全な解剖学教育・研究を維持するため、医育機関は解剖学関連業務全般を担当できる見識と経験を有する教員の確保・採用・育成に努める。

1-2 解剖学関連業務への適正な評価

医育機関における教員の業績評価においては、通常のエデュケーション業績と研究業績に加え、解剖学関連業務に対しても適切に評価することが望まれる。

2. 解剖学関係について専門的知識を有する専任の技術職員の適正人数確保と労働環境・処遇の改善、技術継承への配慮

解剖学教室に配置された技術職員は、解剖体の防腐処置・管理、解剖学実習の準備・運営、納棺・火葬の準備・実施、ご遺骨の管理・返還等、多岐に渡る解剖体の処置管理業務の中心的役割を果している。この処置管理業務には、特殊で専門的な技能と経験が必要となり、解剖体防腐処置に伴う針刺事故等による感染症罹患の危険性を伴い、ご遺体の受入からご遺骨返還まで年余に渡ってミスの許されない管理作業が求められる。このような業務特性から、技術職員の業務継承に対する特段の人事的・財務的配慮が必要である。

2-1 解剖体処置管理業務の手順書作成

技術職員が主体となって行う解剖体処置管理業務を手順書として見える化（目で見える管理 visual control）することにより、継承すべき技術的業務内容や作業手順等を明確化し、問題点等を点検する。さらに、他機関との共有と相互比較を通して業務改善への基盤にする。

2-2 技術職員の労務環境の把握

一週間あたりの業務時間数、休日夜間の時間外労働時間数、サージカルトレーニングの実施に伴う新たな業務負担増、特別手当等の支給の有無、評価や昇給等の人事制度の整備等を点検することで、労務環境を適正に把握する。労働環境が過重となっている場合は、雇用形態や職員数の見直し等を通して、労務負担を軽減する。なお、全国レベルでの解剖学教室の技術職員の状況について解剖学会が実施したアンケート調査報告書では、7割以上の大学で週平均20時間程度の時間外業務が発生しており、常勤職員が2名相当以上の配置が望ましい結果が示されている。その他の労務環境に関しても、同調査報告書を参考されたい（提言参考資料1）。

2-3 技術職員のスキルアップ支援

医育機関は、解剖学会が企画する講演会や篤志解剖全国連合会が企画する研修会への技術職員の派遣・参加を支援し、他機関の解剖学教職員との交流や情報共有の機会を担保することにより、技術職員のスキルアップを図る。

2-4 感染防御・事故対策指針の策定

解剖体を取り扱う技術職員の感染防御の観点から、マスク・ゴーグル・手袋やガウンの着用等感染防御を徹底すること、さらに処置中の針刺事故等に対応する指針についても策定が求められる。特にHBs抗原, HCV抗体, HIV抗体陽性等については、事故があった場合の対応について附属病院等との連携指針を事前に作成しておくことがとりわけ重要である。

解剖学会は「危険性のある感染症を伴うご遺体の取扱いに関する日本解剖学会の指針(2020年3月)」

(https://www.anatomy.or.jp/file/pdf/guideline/infection_remain_2003.pdf)、およびウェブサイトの会員専用ページに名古屋大学が策定した「解剖学献体処置時における血液・体液曝露時の対応について」を公開している。

2-5 技術職員の休退職に際しての業務継続・技術継承への取組み

2名以上の技術職員からなる複数体制、教員によるバックアップ体制、定年退職前の前倒し雇用等の取組みを通して、技術職員の定年退職時の円滑な技術継承を図り、病気・事故等による予期せぬ休退職に伴う解剖関連業務への影響を最小化できるように取り組む。

3. 解剖学教室教員と技術職員、部局事務との連携体制の再確認と強化

篤志献体の目的は、医学・歯学の大学における解剖学の教育・研究に役立たせるため、死後自分の遺体を無条件・無報酬で提供することにある。この目的を考慮すれば、医育機関は会員登録や解剖体管理を含む解剖関連業務の適正な遂行において社会的責任を負うべき立場にある。

3-1 解剖関連業務を管理する事務職員の配置

医育機関は、会員の登録受付・管理・連絡、解剖体の受入・管理・火葬、ご遺骨の返還、火葬埋葬許可証の保管、文部科学大臣による感謝状の発行申請、慰霊祭の挙行等の事務を担当する職員を、部局事務あるいは解剖学教室に配置する。事務職員を解剖学教室に配置する医育機関においても、部局事務は上記の状況等を把握し、事務職員が急に欠けた際や人事異動等の際にトラブルが生じないように適正に管理する。

3-2 解剖体受入からご遺骨返還まで一貫した適正管理の連携体制の構築

解剖体の受入・保管・火葬およびご遺骨の返還の各段階について、解剖学教室の教職員は責任を持ってこれを実施するとともに、部局事務はその実施状況を記録・保管する。解剖学教室と部局事務の相互連携体制の構築により、解剖体受入からご遺骨返還まで一貫して不備のない管理体制下で解剖関連業務を遂行する。

3-3 事故発生防止のための解剖体管理指針の策定

解剖体の尊厳を守り、解剖体およびご遺骨の取り違え等の事故発生を防止するための解剖体管理指針を策定する。指針では、解剖学教室の技術職員と教員による、場合によっては実習学生または外科手術手技研修者を含めた3者による、個人照合のための二重点検・三重点検を解剖体の受入・保管・実習室移動・納棺・出棺等の各段階において実施する。さらに、管理指針を策定にあたっては、火葬後に個人照合が必要となる事態が発生する場合も想定して行う。事務職員は、受入時の解剖体の氏名・住所・死亡年月日等の個人情報、その後の火葬およびご遺骨返還に際して作成される記録と一致しているかの照合を、それぞれの段階において行う。

解剖学会ウェブサイトの会員専用ページには、北海道大学の「献体管理の方針」ならびに島根大学の「新たなご献体管理の取組」を公開している。

4. 解剖関連業務の移譲・委託による解剖学教室の負担軽減の検討

篤志献体制度の発足時は、会員の登録管理、死亡連絡の受付、ご遺体の引取、ご遺骨の返還等の対応や業務を、解剖学教室の教職員が行っていた。その後、教職員の定員削減、研究業績を中心とした教員業績評価の導入、教員業績評価と連動した雇用契約の転換、外部資金獲得実績を重視する教員採用への流れ等、大学の教育・研究を取り巻く環境は大きく変化した。これに伴い、通常のエデュケーション・研究業務に加え、解剖関連業務（サージカルトレーニングを含む）も行う解剖学教室の負担が増大し、解剖関連業務の一部の解剖学教室外への委託が行われるようになった。しかし、その進捗の度合いは医育機関により異なり、教職員が担う解剖関連業務負担の状況も医育機関により大きく異なっていると考えられる。

最近連続した事案勃発の背景として、手薄になりつつある解剖学教室の教職員構成と増大する業務負担から生じる管理体制の破綻がある。医育機関は、解剖関連業務の移譲・委託により解剖学教室教職員の業務負担軽減を図ることで、不適切な解剖体の取扱い事案の発生防止に努める必要がある。業務の移譲・委託先と、委託する業務内容を例示する。

4-1 部局事務あるいは解剖学教室に配置する事務職員

- ・篤志献体団体会員の登録受付・管理・連絡
- ・平日勤務時間内における死亡連絡の受付とご遺体搬送の手配
- ・解剖体の受入、火葬、ご遺骨返還の記録と個人照合の確認
- ・火葬埋葬許可書の保管と火葬の手配
- ・文部科学大臣による感謝状の発行申請

4-2 解剖学教室以外の関連する教職員等（※）

- ・火葬の立会と拾骨

※解剖関連業務を担当しない解剖学教室の教職員、医育機関においてプール化された技術職員組織、外科手術手技研修に参加した医師・歯科医師等

4-3 葬儀社

- ・火葬の立会と拾骨

4-4 遺体搬送会社

- ・ご遺体のお迎えと搬送
- ・平日勤務時間外（夜間・休日等）における死亡連絡の受付とご遺体搬送の手配